慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	政治思想史におけるホッブズの位置を考える
Sub Title	
Author	半澤, 孝麿(Hanzawa, Takamaro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2010
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.83, No.10 (2010. 10) ,p.111- 123
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20101028-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

政治思想史における ホッブズの位置を考える

半澤　孝麿

(1) 「序論」から「補論」へ

〈基本的スタンスへの一考察〉 ホッブズのように、あらゆる事柄はすでに論じ尽くされたかに見える対象にあらためて挑戦する研究者は、何よりもまず、研究史における、方法論も含めた自己の立ち位置を鮮明にしなければならず、本書も例外ではない。著者は、「本書は、ホッブズの政治学の制作学としての側面に焦点を当て、人為と自然の関係を問うことを通じて、その制作の性質を解明しようと試みる」（四頁）、と宣言することから叙述を始めるが、その作業は一貫して、〈哲学者である限り〉のホッブズ政治理論の解明に向けられている。著者は、先行諸研究に従って、中世から近代への哲学史の中でホッブズを見ようとするが、同時に、とりわけわが国の研究を長く支配してきた、ホッブズにおいては自然哲学と政治哲学が演繹的に直接連続するという立場とは距離を置き、両者の「弱い結びつきのみを見て取ろうとする」と自己認識する。本書の最後に置かれ、それまでの行論の総括でもある「補論」の次の一節は、その作業に当たっての著者の方法意識を再確認させると同時に、〈なぜホッブズ哲学か〉、という問いに対する誠実な、実存的とすら言える答えと読むことができる。

「ホッブズの政治思想の哲学的基礎付けの有り様を問うことは、「我々の世界」を定義するにあたって、内容においては教会から、根拠において神学からの離脱を試みるべく、幾何学や物理学、あるいは修辞学などの、ホッブズの精神を養い、あるいは彼が夢中になっていた学問がいかなる働きをしていたかを検討することである。……諸学問領域の自立運動に伴う多様な方向からの対象把握のせめぎあいの中で、人間が持つ二つの側面［後出］の調停という哲学史上普遍的な問題に随伴する困難が、ホッブズにおいて具体的にいかなる形で現れたかが［著者の］関心の所在であり……」（一六九―一七〇頁）。

私は、ヨーロッパでの近年のホッブズ研究を読んでいないし、また、哲学史に詳しい者でもないので、このように哲学的分析を正面に押し出した本書を論評する資格があるのか、疑問ではあるが、書評子の責を果たすべく、この著者の基本的態度表明を、私なりの視点から考えることから始めてみたい。あらためて言えば、本書は、機械論的哲学者ホッブズ、社会契約説論者ホッブズ、同時代政治論者ホッブズなど、研究史の中での錯雑した議論を咀嚼し、同時にホッブズの動機にも配慮しながら、〈制作学〉という視点をホッブズの中に読み込むことで、新しいホッブズ像を提起しようとする野心的試みであり、著者渾身の力作である。〈契約〉行為の相互性に対して、〈制作〉行為における権力主体の側からの働きかけの一方性、さらには恣意性を見るという視点をホッブズ研究に取り込もうとする意欲は新鮮である。半面、そうしたホッブズ理論の一種マキアヴェッリ性を支え、実際、同時代における批判の焦点だったはずの神学政治思想家ホッブズの姿は、続く一・二章で自由意志論争として触れられているものの、必ずしも正面からは追求されていない。あるいはそこには、近年の日本における、政治史に強く傾斜したホッブズ研究者たち（とりわけ鈴木朝生、福田有広）の中で、彼らと一定の認識を共有しながら、しかも自分独自の位置をどう定位するか、という問題が関わっているのであろうが、やはり〈哲学者ホッブズの政治思想〉を、それ自身として追求したいという意欲が根本にあると読みたい。

だがそう考えてくると、一つの疑問が頭をもたげる。著者は、「序論」冒頭で、「中世から近代への歩み」を「「人為」「作為」の原理が徐々に台頭していった過程」、「人間が自身の存在条件の完全な支配者」となる過程であるとし、「一章」冒頭でも、「ホッブズの思想的営為を、人為の台頭と自然の変容という哲学史的文脈の中で捉えることが本書の目的である」と宣言する。この宣言は、中世＝目的論的自然社会観から近代＝機械論的または人為論的社会観へ、という従来の哲学史における通説的な発展史観を前提したものと読める。また著者は、上の引用にある「人間が持つ二つの側面」とはすなわち、個体性と全体法則従属性の相克という「時代を超えた普遍的な問題」であり、ホッブスにおけるその現れを検討するとも宣言する。このように、超歴史的な普遍的問題の存在を前提しながら、それを個と全体の緊張の問題に特化するのもまた、十九世紀以来のヨーロッパにおける哲学史の枠組みであろう。著者はこの二つの宣言を問題提起としながら、ホッブズにおける理論的

齟齬の発見、制作学の視点の導入などを通じて、そうした哲学発展史の中でのホッブズの位置を見極めようとする。そして、「中世哲学との連続と変容という補助線」を引きながらもなお、ホッブズの思想を、「近代への過渡期の産物」（一六四頁）と位置付ける。だが私には、思想家ホッブズの個性を豊かに描いている本書にとって、こうした普遍主義的単線型発展史観という、哲学史または政治思想史の定説（その実体は読者の同意に支えられた仮説にほかならない）からの借り入れは必要だったのだろうか、むしろこの仮説への疑問の表明から本書は出発すべきだったし、叙述の内容からしてもそれは可能だったのではないか、との疑問を禁じえない。

私の疑問の根拠は次の通りである。確かにホッブズ自身は、ローマ・カトリック、目的論的自然観、コモンローなど、今日から見れば〈中世的〉なものを嫌悪し、また、成否はともかくとして、自然学のモデルに従って政治理論を構想しようとしていた、といった事実はある。だが、これらの事実の与える一般的印象がそのまま、伝統的な（実はヘーゲル亜流）哲学史の仮説の自明性を担保するものではない。具体的に言えば、上記二つの宣言のうち第二にはここでは立ち入らないが、第一のそれについて、少なくとも二つの問題が伏在していると思う。その一つは、中世においては人為ではなく自然が支配していた、という人口に膾炙したこのテーゼは、全称命題としてはたして成立するのだろうか、とすればそれを口にするには慎重でなければならないのではないか、という問題である。私の知る限り、少なくともトマスにおいて、政治社会は、自由人によってそれぞれの歴史状況に応じて合目的的に作為されるべきものであって、それこそが人間の「自然」であった（拙著『ヨーロッパ思想史のなかの自由』第三章第二節Ⅱ参照以下拙著と表記）。そこには特定の階層社会をそのまま神与の自然とする発想はほとんどない。ただし、このことと、宇宙の全体構造の階層性の承認とは矛盾しない。そして、この意味での「自然」が、大局的には、スアレス、（より歴史に傾斜してはいるが）フッカーなどを通してロックにも受け継がれている、と拙著で私は判断した（ホッブズは、その「自然」に機械論が侵入したことによる突然変異と見る）。すでに十九世紀、ギールケが、中世においては、人民による統治者決定論と王権神授論のように一見矛盾する主張が一人の思想家においてすら共存していた、有機体論は最終的勝利を収めることは決してなかった、と指摘していたこともここで再び思い出される。

もう一つの問題は、中世における目的論的社会観と自然観との幸福な一致状態に対して、近代においてはそれが破れ、目的論的社会観は崩壊し、自然観は機械論的に、社会観は人為論的に変容した、という著者の前提する命題の、これまた一般的妥当性の当否である。確かに、中世までの物理的自然観は初期近代以来崩壊した。しかし、見逃されてならないのは、それにもかかわらず目的論的社会観あるいは倫理観は、形を変えながらではあるが、少なくとも十八世紀末までは完全に健在だったという事実である。「存在の連鎖」の思想は、ルソーも含めて、十八世紀においてこそ全盛期を迎えた。裏を返せば、その点でホッブズは一世紀以上もの間、異端児、例外的存在だったのであり、彼を最終的には無神論者と見た同時代人たちの判断もまったく見当違いではなかった、と言うべきであろう。周知の通り、自然学と政治学を含めてホッブズが思想家として高く評価されるようになったのは、思想世界の世俗化が決定的となった十九世紀半ば以降であり、それ以来、言うなれば〈ホッブズ現象〉が現在まで続いているわけである。単線的発展史観もまた同じ状況の産物であった。関連して、ホッブズ以後、自然学を基礎に人間を見て行こうとしたのは、ホッブズの直接の影響下にあったスピノザを別としてカントがある。自然学者として出発した初期のカントには、行為の決定論を主張し、「自由意志はただ神のみに属する」というホッブズ紛いの言葉もある。しかし、そのカントも倫理学では、自由意志論を基礎にした目的論の体系を構想しなければならなかった。一方で機械論に立ちながら自由意志論と取り組むことにおいて、ホッブズの問題とカントのそれとは、状況を越えてほとんどパラレルであり、違いは、ホッブズが、内乱に翻弄されながら、著者も見るように、征服権力への余儀ない服従の中に辛うじて自由を見出すため、懸命の理論的努力をしなければならなかったのに対して、フリードリヒ大王の下ですでに功成り名遂げたカントは、人間内面における倫理性、自由への衝動は、理由は分らないが事実だ、といわば居直って見せた点だけにある。

(2) 「一章　ジョン＝ブラモール」

〈前提に関わる問題〉 私にとって、一章でのブラモールも含めた自由意志論に関する叙述には若干の理解困難な点があるが、間違いなく本書の中心は三章から五章であり、それに対して、一・二章はなお序論の継続という色彩が濃

いと思われるので、細かい論点については立ち入らずにおきたい。まず、ブラモールの自由意志説それ自身および政治思想の紹介について、それがアングリカン高教会派の議論であることは理解できた。ただ私自身、ブラモールどころか、同時代のいわゆるCaroline divinesについて一次資料をほとんど読んでいないので、著者の、対象に即しての整理の仕方の当否を具体的に判断する立場にはない。したがって、ここではきわめて一般的な感想を述べるほかないが、強調しておきたいのは、ヨーロッパ思想史において、「自由意志論」とは、たんに世界を整合的に理解するために数ある理論言語の一つだったのではないということである。それは、立場の如何を問わず、「原罪」、「神の似姿」、「恩寵」、「贖罪」その他、人間の神への義務と希望を表現するすべての言葉の一つとして、オリゲネスその他、教父時代以来、アウグスティヌス、トマスからホッブズの時代まで、否、それ以降も一貫してキリスト教信者の実存の根幹に関わる、思想史上の最も根本的観念であった。もちろん、それが人間的自由の一表現である以上、そこには、とくにアリストテレス以来の、ヘレニズム的ヨーロッパ思想史のすべてが流入している（なぜ思想史研究者たちは、日本でも欧米でも、この最も基本的な事実に無関心なのか、理由はいろいろ推測できるが、ここはその問題を論ずる場ではない）。

具体的に言うならば、肯定から全否定に至るスペクトルムにおいて、個々の「自由意志論」の具体的表現にはほとんど無限のニュアンスと、政治的立場との結合の可能性があり、「自由意志論」として何が中世的あるいは中世からの継承であり、何が特殊に近代的であるのか、一般的に論じることについてはきわめて慎重でなければならない、ということである。とくにルターが、いわば霊的必然論を唱えて自由意志を否定した宗教改革以降、問題は複雑化し、カトリックの中にも、自由意志を自明の前提とはするものの、同時にとくに社会像において必然論への傾斜を隠さなかったパスカルもあれば、一見機械論的世界像論者デカルトのように、それを建前以上に維持した論者もあった。時代を下って、ある種歴史主義的必然論が、ボシュエやド・メストル、十九世紀の改宗者ニューマンなどの中に出現するが、そのニューマンをピウス九世体制下のカトリック教会での徹底的冷遇から救い出し、枢機卿位を与えたのは、世紀後半のトマス復興を指導したレオ十三世だった。逆にプロテスタンティズムの中でも、予定説は早々に撤回されて自由意志説が復権し、そのアルミニウス主義がイングラ

ンドに入り込んで、ここで紹介されているブラモールのような主張も出てくる。しかし、同じアルミニアン自由意志論者でもブラモールとロックでは政治的立場は正反対である（『人間知性論』第二巻第二十一章から私は、ロックを自由意志論者と見る）。アルミニアン・グロティウスも、ルター主義者・プーフェンドルフも自由意志論者だったが、トリエント以後のカトリック思想家たちは、イエズス会を例外として、自由意志論には相対的に冷淡で、宗教改革期とは状況は逆転しているかの感すらある。十七世紀にはデカルトがあるが、十八世紀の自由意志論者モンテスキュー（ほとんどのモンテスキュー研究者はこの事実を軽視している）と教会との関係は冷たかったと思う。あるいはこの列にトクヴィルを加えてよいのかもしれない。他方で、初期近代のプロテスタント自由意志論は、国権論的な政治的動機の強さのゆえか、中世カトリシズムのそれとは異なり、恩寵論との関わりはむしろ捨象しているかに見える。これまでほとんど注目されてこなかった、ホッブズの自由意志論を正面から取り上げようとする著者の野心的意図にはまったく同意するが、そのためにも、あまりにも多くの事実を切り捨てている発展史観をここで借り入れてくる必要はあるだろうか。

〈叙述の内容に即しての疑問〉 右の考察を踏まえて、次にテクストに即して疑問点を二つだけ挙げてみたい。その一つは、「一章　二節　スコラ哲学の継承」の中で述べられているブラモールにおける「神と自然との同盟関係」、「神と自然的秩序、道徳、政治秩序の連続と相互浸透」（一九頁）というテーゼであり、いま一つは、中世―近代思想史発展史観のためであろうか、「自由意志を基とするブラモールの道徳論が、中世の階層的秩序観と表裏一体である」（二七頁）とするテーゼである。後者は、「自由意志への信頼は、人間のうちに現われている、階層秩序をなしつつ働いている自然への信頼と結びついているものであった」（三七頁）とも言い換えられ、さらにブラモールにおける家父長権論（三二頁）もその一部と考えられているかに見える。

まず、第一のテーゼについて言えば、これは、あるいはブラモールについては言えることかもしれないが、少なくともトマスにおいて全自然は「被造物」であるという、たった一つの理由だけからでも、それがトマスも含むスコラ哲学に一般的に適用すべき言葉であるとは私には考えられない。おそらくトマス自身は、「神と自然との同盟関係」という表現が自分について言われていることだと聞かされ

たら、驚いて拒絶するだろうと思う（実は、思想史研究の中では、ホッブズやロックを民主主義者と見るといった、この種のことは多々ある。もちろん、分析概念は対象からは論理的に切り離されているのだからそれでよいのだ、という立場もあることは承知のつもりである。だが私自身は、分析概念といえども、当該思想家が拒否するであろうようなものであってはならない、と考えている）。とすれば、もしもブラモールについてはこのテーゼの通りならば、(1)でトマスについて述べた理由も含めて、ブラモールとトマスはほとんど完全に切れている、と言わなければならない。関連して、もしトマスとスアレスとの断絶を言うならば、それは一言二言で済む問題ではない、ということも指摘しておきたい。スアレスのテクストの中で『神学大全』への言及は、他の思想家たちへのそれに比して格段に多い。

第二のテーゼに関して言えば、問題は、もしも（私の誤解でないとしたら）、著者において〈自由意志論と階層秩序論との表裏一体性〉なるものが、中世思想一般の特質と考えられ、しかも、そこでブラモールに代表性を与えることで、家父長権論が必然的にスコラ学（トマス？）の一部であると考えられているとすれば、はたしてその言明は妥当か、というところにある。自由意志論についてはすでに述べたので、ここでは家父長権について一言したい。ブラモールがアングリカン神学者であることは自明の事実だが、思い出されるのは、「アダムと彼に続く家父長は、父たる身分の権利によって彼らの子供たちに対する王の権威を持った」とする、同時代家父長権論者フィルマー『パトリアーカ』冒頭の次の一節である。

「スコラの神学が始まって以来……次のことが共通の意見として主張されてきている。いわく、人類は生まれながらに、すべての従属から自由であり、好むままに統治形態を選ぶ自由を持ち、誰かある人が他の人に対して持つ権力は、人間の権利によって、最初は民衆の判断に従って賦与された。この教義はよき神学として最初はスコラで抱かれ、続く教皇主義者たちによって育まれてきた。改革教会の神学者もその考えを持ち、いたるところで民衆はそれを喜んで受け入れている。……」

ここでフィルマーは、スコラの政治思想はまさに共和主義的であり、ピューリタンたちはそれを継承していると見ているが、私のトマス理解からすれば、この言葉は、そこ

に政治的バイアスはあるにせよ、歴史的には荒唐無稽では決してなく、むしろ正確な診断であると言わなければならない（因みに、Q・スキナーのスコラ政治思想理解は、経路は異なるかも知れないが、結論的に私のものと似ている）。なぜならば、詳しくは拙著で述べ、(1)でも若干触れたのでここでは繰り返さないが、トマスにおいて顕著なのは、その共和主義的思考だったからである。もちろん、トマスも含めて、王の身体も権威も神聖なものとするのは、中世からルネサンスまでの思想家たちに共通の前提ではあったが、だからと言って、それは王の権力を「家父長の原初的権利」と考えることを意味しなかった。その点でトマスはアリストテレスに厳格に従っている。王制を、人間的現実においては所与とせざるをえないことは認めるにしても、エラスムスのように、選挙王制を本来のあり方とした例もある（私は、トマスについても同じことが言えるのではないかと想像しているが、その根拠は拙著一三九頁の引用文にある）。とすれば、家父長権論は、ボダンなども含めて、旧約聖書を重視し、むしろスコラとは対立する、初期近代絶対王政に特徴的なイデオロギーだったと見なければならない。因みに、ボダンは選挙王制を最悪と見ている。なお、フッカーには両者の妥協形態が見られるが、フィルマーとブラモールとの間に家父長権論内での異同はあるのだろうか。また、フィルマー論との関係で一言付け加えれば、〈スコラ共和主義論〉は、依然としてわが国で支配的な近代政治理論発展史からすれば、およそ理解不能な命題かもしれないが、このように、後代の研究者と同時代人の診断とが著しく食い違う場合、まず疑うべきは前者ではないだろうか。第一級の一次資料に接しているはずの同時代人の判断を疑うのには、特段の慎重さが必要であろう。

(3) 「二章　自由意志論争におけるホッブズの視座」

〈疑問と同意〉 本章では、続く三章から五章への導入として、自由意志論争から政治理論に至るホッブズの議論には、異なる三つの視座が並存しているという視点（仮説？）が提示される。著者によれば、ホッブズには、「彼がその時々に立脚する異なる視座」として、「神の視点」、「行為する人間の視点」、「審判者の視点」が混在し、それらが場合に応じて使い分けられ、そのことが理論的「齟齬の由来」ともなっていると言う。だが、対象の、あるいは実際に非合理的混乱かもしれない言説を、その事態をも想定しながら、なお合理的に分析、説明するのは、きわめて

困難な試みである。当然、本章は全編の中で最も晦渋な章とならざるをえない。もちろん著者は、「ホッブズの矛盾を断罪するためにだけ」、「複数の視座を摘出」しようとしているわけではない。続く章で、ホッブズ理論の特徴を示すものとして「制作学」という分析視角が提示されているのは、そこに混乱を終息させる最終着地点を見出そうとする意図と読める。

それにしても本章、とくにその構造は難解であり、論評に困難である。この難解さは、一つにはホッブズの議論そのものによるのかもしれないが、あるいは、著者の叙述の仕方と枠組みにも理由があるのかもしれない。この章はホッブズの自由意志論を素材としているはずであるが、著者の分析枠組みの説明はされても、分析の素材そのもの、つまりはテクストが、必ずしもその論述の進行に応じた形で十分には紹介されていないかに感じられる。また、枠組み自体について言えば、ホッブズにおける異なる三つの視座とは、著者が資料の解読作業を通じて設定した分析のための概念装置であろうが、私にとっては、いずれも必ずしも直観的に理解できるものではなかった。とくに疑問なのは「神の視点」の概念である。必然性に従って運動する物体として人間を見る視点を「神の視点」とする著者の言い換えは、ホッブズに即してどこまで妥当と言えるだろうか（前節に提起した論議をここでも適用するならば、はたしてホッブズはこの概念化に賛成してくれるだろうか）。ホッブズの神は、（パスカルがデカルトに対して非難したように）万物の起動者として最初の一弾きを与えるだけの存在ではなく、『リヴァイアサン』に示されているように、すべての個人に、「イエスはキリストである」という内面の信仰を保持し、かつ、外的行為においては主権者の定める国法に服従したか否かを問う、プロテスタンティズム国教の、裁きと赦しの神でもある。著者も認めているように、「審判者の視点」と「神の視点」とは容易に重なってしまうのではないだろうか。

だが、こうした疑問は感じるものの、ホッブズが必然論を維持しながら同時に人間の自由を必死に救い出そうとするとき、彼が依拠した自由の概念は〈能力〉ではなくて〈状態〉のそれであった、という指摘には全面的に同意したい（四七頁）。ホッブズよりも遥かに一貫して必然論を主張し、しかも、その人間が、必然性に促されて相互の契約によって構成する国家こそ、最も自由な国家であると言うことができたのはスピノザであった。スピノザの国家における自由とは、まさに不安からの解放、平安の状態とし

ての自由にほかならなかった。こうした自由論の出発点には、『キリスト者の自由』におけるルターの、能力としての自由否定論があったと見なければならない。能力としての自由を神のみに帰し、人間には、曖昧さは残るものの基本的には自由の状態のみを許すホッブズは、機械論的自然学の衣をまとってはいるが、まさに同時代プロテスタントの理論家であったと私には見える。なお、五二頁以下に述べられる、ホッブズにおける compel と force の区別の議論は、『ニコマコス倫理学』でのアリストテレスの選択意志論との親近性を感じさせるが、これは偶然の一致だろうか。もしも偶然ではないとすれば、その意味は何だろうか。

(4) 「五章　政治思想における人為と自然」

〈ホッブズ自然法の問題〉 続く「三章」と「四章」は、それぞれ物体論と情念論の検討に当てられている。「三章」では、ホッブズの物体論には「物的自然」の決定論には還元しきれない「規範的自然」があり、それが「制作」の成立根拠となること、「四章」では、さらにそれ以外にもさまざまな位相の下で働く情念などの「人間的自然」があることが、周到に論じられる。そして、その前提の上に、続く「五章」で、それらが制作学としての政治学への規定または規制要因になっているありようが検討されている。テクストとの対話を重ね、一つずつ論点を確認しながら議論を進めていく著者の手法は堅実であるが、個々の論点を論評することは哲学史に疎い私の手には余るので、ここでは本書の最核心部分と読める「五章」について、私なりの理解を述べて結びとしたい。ただ、それも結局は、ホッブズ自身の私にとっての〈分らなさ〉を述べることになってしまいそうだが、それは思想史研究の常としてお許し戴きたい。

さて、五章の中心主題は、制作学としての政治学における、いわば事物の客観性に規定される側面と、反対に主権者の恣意に委ねられる側面それぞれの性質、および両者の緊張関係である。だが、ここで興味深いのは、著者の視線がまず後者の側面に向けられていることである。著者は、ホッブズの言葉に従って、「制作の根拠となる」「規範的自然の中でもコモンウェルスの設立と維持が依って立つ基盤」は、「理性とそれによって見出される自然法」であるとするが、同時に、その自然法論の中に、「理性と自然法に内在する「人為」に吸収される傾向性、すなわち容易に恣意的な内容にすりかえられうる構造」を読み込んでいく

（一二七頁）。著者によれば、それを「確認」させるものは次の「三つの要素」、すなわち、①ホッブズにおいては「自然法が個々人の生存の欲求に従属していること」、②「自然法の実現が解釈に依存すること」、③「解釈の道具である言葉自体が、……そもそも自然ではなく人為に由来すること」である（同上）。加えて、『リヴァイアサン』で、いわゆる第二の自然法における人々の相互的権利放棄に付された「平和と自己防衛のために彼が必要だと思う限り」という条件節が、そこに個々人の解釈の流入を促し、しかもそこで流入する解釈の権利が事実上主権者に独占的に帰せられることによって、「道徳言語の内容に関する共通理解の崩壊が、自然法の名のもとに人為的規範が打ち立てられる素地を提供している」とも著者は判断する（一三〇頁）。

このように著者は、ホッブズにおける「自然」という言葉の意味の多層性を執拗に追求することを通して、ある意味では、はたしてホッブズの自然法は事実上、自然法の名に値するのか、と言うにも等しい厳しいホッブズ批判を提起している。これは、ホッブズにおける契約説を重視する通説的な解釈からは到底認められない見解であろうが、私には十分納得のいく解釈である。と言うのも私は、著者とは異なった経路で、結論としては類似の解釈に到達しているからである。

ここで『ヨーロッパ思想史における〈政治〉の位相』第四章二九六頁以下に述べた私の考えの要点を繰り返すと、問題はホッブズの自然法論においては、自然法の〈認識論〉が、おそらくは意図的に、まったく素通りされている点にある。私の知る限り、歴史的に使われてきた自然法という言葉の意味は、キリスト教徒であると異教徒であるとを問わず、人間がまさに人間なるがゆえに持つ普遍的な理性の規範意識であった。だからこそ、トマス以後現代に至るまで、優れた自然法論者は皆、規範の普遍性の主張を、歴史的な法と慣習の多様性の事実の認識といかに調和させるか、人間はいかにして自然法を知りうるのか、という認識問題に真剣に取り組んできた。トマス、ロック、モンテスキュー、二十世紀ならばマリタンなど、いずれも然りである。このように自然法論とその認識論が不可分なのは、自然法とは決してア・プリオリな抽象命題として人間の心に唐突に現れてくるものではなく、人間の経験の中で、たとえ時に錯誤はあるものの、行為の選択において自ずからなる善悪判断として現れてくるものと考えられるからである。トマスはそれを人間本性の傾き（inclinatio）と呼ん

だ。人間の精神は生まれながらの状態では「白紙である」という命題は、三角形の内角の和の自然法との類推同様、通常はロックの名とともに記憶されているが、実はいずれもロックに先んじてトマスのそれであった。対して、グロティウス、プーフェンドルフなど、ロックとモンテスキューを除くいわゆる「近代自然法」論者は共通に、良心を口にする以外、概して自然法の認識論には興味を示さない。なお、自然法の認識問題を素通りするいま一つの方法は、グロティウスのように、その問題は多くの権威によって論じられていていわば解決済みだ、とすることであったが、ホッブズはこの手法は使わなかった。いずれにせよ、こうした自然法認識論の軽視ないし無視と、その論者の多くが国権論者であることとは連動しているのではないだろうか。この理由から私は、いわゆる「近代自然法」なるものには固有の理論的実体がなかったと考えている。

ホッブズは、自然法の認識論を弄ぶことは反乱の正当化に手を貸すことになりかねず、エラスティアニズムを貫徹不可能にすると考えたに違いない。彼は、人間の自然を、何よりもまず情念の機械的運動であると主張する。もちろん彼は、彼よりもはるかに安全な生活を送っている後世の研究者に指摘されるまでもなく、情念の機械的運動では国家論という規範論の体系を構築できないことは承知していたに違いない。そこで彼は、通貨価値の高い自然法論を、自由意志論に基づく同意理論も含めて裏口から密輸入して武装したのではないだろうか。密輸入の手段は、正式な輸入手続きたる認識論を黙してやり過ごすところにあった。しかし、素知らぬふりをして一たんそこを突破してしまえば、『リヴァイアサン』第十五章でのように、何の説明もなく自然法の項目を一挙に十九も並べることも可能だったし、国家において人々の平和と安全に役立つと（主権者が判断する）事柄をすべて自然法の名において正当化することもできた。こうして、*De Cive* では、外敵に対する備え、租税の公平な賦課、腐敗した裁判官の処罰などだけではなく、私的、秘密裡にではなく公的に神を礼拝することもまた自然法とされ、しかも、それらの行為についての判定権は、人々の自然権の移譲によってすべて主権に独占される。もちろん「制作学」の中にホッブズ理論の特質を読む著者の眼は、これらすべてを考慮に入れていると思う。

このように著者は、ホッブズ自然法論の〈危うさ〉について、経路こそ異なれ結論において、私とある程度共通の判断をしているかに見えるが、実は著者には、その先に、私の気付かなかったいま一つの視点がある。それは、自然

概念の包括性からして制作学としてのホッブズ政治理論を規定している、「事物の客観性」としての自然への、一歩踏み込んだ考察である。著者にそれを可能にしたのは、ホッブズ政治理論を一つの完結した哲学体系として読もうとする方法意識だと思う。私から見ればホッブズは、cynicとは言わないまでも、間違いなくエラスティアンであり、方法的には、この時期の思想家に多く見られる折衷主義の巧みな使い手の一人である。折衷主義者にとっては〈理論的マキアヴェリズム〉は、それが読者の説得のため合目的的であるかぎり、矛盾でも何でもない。これに対して、著者は、「ホッブズの自然法に、恣意性の侵入をくいとめる契機があるとすれば、それは公平な審判者としての第三者の視点の存在にかかっている」（一三一頁）と考える。そして、「争いの当事者ではない第三者としての審判者のうちに、彼［ホッブズ］が自然法の明察や公平性の実現を期待していたことは疑いえない」（一三二頁）と判断する。ただし、この「よき審判者」たる裁判官自身が、自己の「情念や党派性からの独立」（一三四頁）をいかにして達成できるのか、必ずしも明らかではないことは、著者はもちろん承知である。また、「日常言語」に媒介されて、「日常的経験にひそむ自然的なもの［自然的秩序?］の発見を促す傾向がホッブズに存在すること」を著者は「あらためて強調」するが（一四五頁）、結局はそれもまた主権者意志に従属せざるをえない方向性を持つという両義性を否定していない。

著者のこうした議論には、ある意味で、〈民主主義者ホッブズ〉像を支える解釈の一部と通ずるものがあるのかもしれない。著者は、ホッブズ自然法論の中に、社会の自生的秩序への、少なくとも可能性を見出そうとしているかにも見える。「この人間的自然とは、いわば自生的意味空間であり」（一二二頁）という言葉が物語っているように、あるいは著者は、言語論を根拠とする現代の自生秩序論の出発点と問題点をホッブズに求めているのかもしれない。だがそれはそれとして、私にとっては、〈自然法論者〉ホッブズが、征服権力に服従する行為をなぜ〈自由〉として表象しなければならなかったのか、そこには、喫緊の要請として彼のパトロンであった貴族と復古王政との取引を援護射撃する以上の、哲学者としての彼自身にとっての理論的必然性があったのか否か、依然疑問のままである。